



接続約款変更認可申請書

東相制第 08-64 号  
平成 20 年 9 月 24 日

総務大臣  
増田 寛也 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゆくにししんじゆくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんてんしんでんわがぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 勇

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
(用語の定義) 第3条 (略)		(用語の定義) 第3条 (略)	
用語	意味	用語	意味
1～13 (略)	(略)	1～13 (略)	(略)
14 端末系事業者	利用者の使用する端末設備に接続する固定端末系伝送路設備(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第14条第1号イに規定するものをいいます。)等の電気通信設備に係る国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者	14 端末系事業者	利用者の使用する端末設備に接続する固定端末系伝送路設備(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第14条第1号イに規定するものをいいます。以下同じとします。)等の電気通信設備に係る国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
15～97 (略)	(略)	15～97 (略)	(略)
98 中継局ルータ	インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータと対向するもの	98 中継局ルータ	インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータと対向するもの
		98-2 一般中継局ルータ	中継局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有する収容局ルータと対向するもの
		98-3 特別中継局ルータ	中継局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しない収容局ルータと対向するもの
99 I P通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(収容局ルータ、中継局ルータ、その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備に限ります。)	99 I P通信網	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(収容局ルータ、中継局ルータ、その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備に限ります。)
100 (略)	(略)	100 (略)	(略)
		101 S I Pサーバ	I Pアドレス(インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいいます。以下同じとします。)の付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備
		102 イーサネットスイッチ	イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備
		103 L A N型通信網	イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(イーサネットスイッチ、当該スイッチに係る伝送路設備及びこれらの附属設備に限ります。)
101 (略)	(略)	104 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 (略)

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(5)－2 (略)	(略)
(6) (略)	(略)
(7) 中継局ルータ	中継局ルータにおけるIP通信網終端装置(IP通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート(IP通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する1の単位をいいます。以下同じとします。)又は当該IP通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

(標準的な接続箇所)

第5条 (略)

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(5)－2 (略)	(略)
(5)－3 中継局イーサネットスイッチ	中継局イーサネットスイッチにおけるLAN型通信網間接続装置(LAN型通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(6) (略)	(略)
(7) ISP接続用ルータ	ISP接続用ルータ(中継局ルータであって、主としてインターネット接続サービスを提供する協定事業者が接続するためのものをいいます。以下同じとします。)におけるIP通信網終端装置(IP通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート(IP通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する1の単位をいいます。以下同じとします。)又は当該IP通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7)－2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータ(ISP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7)－3 特別中継局ルータ	特別中継局ルータ(ISP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は当該IP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

(8) 収容局ルータ	収容局ルータにおけるIP通信網収容装置(IP通信網の契約者を収容(協定事業者のIP通信網に相当する網の契約者を収容する場合を含みます。))するために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート(IP通信網終端装置と対向しない側のポートをいいます。)又は当該IP通信網収容装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
------------	---

2 (略)

### 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

#### 第23条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置にて接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社のIP通信網終端装置又はIP通信網収容装置

(7) (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置若しくはIP通信網収容装置又は前項第7号に規定する伝送装置

随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

#### 第24条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア、接続ビル名及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第15-1の設備建設申込書

(4) (略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報の提供を

(8) 収容局ルータ	収容局ルータにおけるIP通信網収容装置(IP通信網の契約者を収容するために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート(IP通信網終端装置又はIP通信網間接続装置と対向しない側のポートをいいます。)又は当該IP通信網収容装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
------------	--

2 (略)

### 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

#### 第23条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置にて接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社のIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置

(7) (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN型通信網間接続装置又は前項第7号に規定する伝送装置

随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

#### 第24条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア、接続ビル名及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第15-1の設備建設申込書

(4) (略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者(音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報の提供を求めら

求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 第1項第1号及び第3号から第5号のいずれにも該当すること(この場合において、第1項第3号に定める規定には当社の音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項ただし書の規定を、第1項第4号アに定める利用者料金には当社の音声利用IP通信網サービス契約約款の料金表に定める通信料金に相当するものを、それぞれ含みません。)

4 (略)

(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)

第99条の10 当社は、中継局ルータ、收容局ルータ又は光信号電気信号変換装置(以下、この条及び次条において「網機能情報提供対象装置」といいます。)により新たな網機能(協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。)の電気通信設備に影響を与える機能の変更又は追加をいいます。以下同じとします。)を導入する場合は、次の各号に規定する情報(新たな網機能の導入に伴い変更又は追加されるものに限ります。)を協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。

(1) 当社の電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との間及び当社の電気通信設備と利用者の端末設備との間のインターフェースの物理的な仕様(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)

(2) 通信プロトコルに関する情報(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)

(3) 利用者の端末設備の認証に関する方式と情報(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)

(4) 提供予定時期、提供予定エリア並びに想定される利用形態若しくは接続形態

2 前項第2号及び第3号の情報については、中継局ルータ及び收容局ルータに係るもののみを対象とします。

求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 第1項第1号及び第3号から第5号のいずれにも該当すること(この場合において、第1項第3号に定める規定には音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項ただし書の規定を、第1項第4号アに定める利用者料金には音声利用IP通信網サービス契約約款の料金表に定める通信料金に相当するものを、それぞれ含みます。)

4 (略)

(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)

第99条の10 当社は、中継局ルータ、收容局ルータ、光信号電気信号変換装置、イーサネットスイッチ又はSIPサーバ(以下、この条及び次条において「網機能情報提供対象装置」といいます。)により新たな網機能(協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。)の電気通信設備に影響を与える機能の変更又は追加をいいます。以下同じとします。)を導入する場合は、次の各号に規定する情報(新たな網機能の導入に伴い変更又は追加されるものに限ります。)を協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。

(1) 当社の電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との間及び当社の電気通信設備と利用者の端末設備との間のインターフェースの物理的な仕様(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)

(2) 通信プロトコルに関する情報(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)

(3) 利用者の端末設備の認証に関する方式と情報(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)

(4) 提供予定時期、提供予定エリア並びに想定される利用形態若しくは接続形態

2 前項第2号及び第3号の情報については、中継局ルータ及び收容局ルータに係るもののみを対象とします。

3 当社は、第1項各号に規定する新たな網機能の導入に係る情報について、同項第4号に規定する当該網機能の提供予定時期の90日前(総務大臣の承認を得て、当該日数を短縮する場合があります。以下、この期日を「情報開示期日」といいます。)までに開示します。

(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)

第99条の11 当社は、網機能情報提供対象装置により新たな網機能を導入する場合には、協定事業者からの請求により、次の各号に規定する新たな網機能の導入に係る情報を回答します。

- (1) 当社の電気通信設備から協定事業者の電気通信設備へ転送されるデータの実効速度に関する情報(1時間毎の同時接続セッション数及び送受信データ量をいいます。)
  - (2) 協定事業者が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地
  - (3) 網機能情報提供対象装置の利用に伴う費用負担の有無及びその負担額の概算(当該装置の創設費の概算及び協定事業者による費用負担方法の案を含みます。)
- 2 前項第1号の情報については、中継局ルータに係るものに限って、接続開始日以降に実績データを提供するものとし、当社の電気通信設備の故障若しくは工事等による運転の停止又は輻輳等によるデータ収集の停止により当該データを測定することができない場合には、当社は、その提供を行わないものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料 (略)

第2 網改造料

1 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(52) (略)	(略)	
(53) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	IP通信網終端装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	
(54)～(59) (略)	(略)	

2 料金額 (略)

(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)

第99条の11 当社は、網機能情報提供対象装置により新たな網機能を導入する場合には、協定事業者からの請求により、次の各号に規定する新たな網機能の導入に係る情報を回答します。

- (1) 当社の電気通信設備から協定事業者の電気通信設備へ転送されるデータの実効速度に関する情報(1時間毎の同時接続セッション数及び送受信データ量をいいます。)
  - (2) 協定事業者が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地
  - (3) 網機能情報提供対象装置の利用に伴う費用負担の有無及びその負担額の概算(当該装置の創設費の概算及び協定事業者による費用負担方法の案を含みます。)
- 2 前項第1号の情報については、ISP接続用ルータに係るものに限って、接続開始日以降に実績データを提供するものとし、当社の電気通信設備の故障若しくは工事等による運転の停止又は輻輳等によるデータ収集の停止により当該データを測定することができない場合には、当社は、その提供を行わないものとします。

3 第1項第2号に規定する新たな網機能の導入に係る情報の回答にあたっては、前条第3項の規定を準用します。ただし、情報開示期日以降に協定事業者からの請求があった場合には、この限りではありません。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料 (略)

第2 網改造料

1 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(52) (略)	(略)	
(53) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	IP通信網終端装置又はIP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	
(54)～(59) (略)	(略)	
(60) LAN型通信網との接続に係るインタフェース機能	LAN型通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	

2 料金額 (略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費 (略)

2-2 2-1以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1)～(4) (略)	(略)	(略)	
(5) IP通信網データ設定工事費	IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置にIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	
(6)～(7) (略)	(略)	(略)	

2-3～2-4 (略)

別紙3 様式

様式第15-1(第24条第1項第3号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書(IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置と接続する事業者用)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)

氏名 印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第3号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 別紙として、接続に係るネットワークの概要を示す図(様式任意)、エリア、接続ビル名、IP網終端装置又はIP通信網収容装置毎の収容する契約者への提供メニュー、エリア単

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費 (略)

2-2 2-1以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1)～(4) (略)	(略)	(略)	
(5) IP通信網データ設定工事費	IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はSIPサーバにIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	
(6)～(7) (略)	(略)	(略)	
(8) LAN型通信網データ設定工事費	LAN型通信網間接続装置にルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	

2-3～2-4 (略)

別紙3 様式

様式第15-1(第24条第1項第3号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書(IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置と接続する事業者用)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)

氏名 印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第3号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置と接続する場合には、別紙として、接続に係るネットワークの概要を示す図(様式任意)、エリア、接続ビル名、IP通信網終端装置

位毎の接続開始要望時期、IP網終端装置又はIP通信網収容装置における集約接続装置等の有無を記載した資料を添付すること。

3 別紙として、様式第8別紙3（IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項）を記載した資料を添付すること。

又はIP通信網収容装置毎の収容する契約者への提供メニュー、エリア単位毎の接続開始要望時期、IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置における集約接続装置等の有無を記載した資料を添付すること。

3 IP通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第8別紙3（IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項）を記載した資料を添付すること。

4 IP通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別及び接続開始要望時期等を記載した資料を添付すること。

5 LAN型通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別、回線種別、接続開始要望時期、接続構成及び配線盤情報等を記載した資料を添付すること。

#### 附 則

##### （実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

##### （IP通信網との接続に係る経過措置）

2 当社は、協定事業者がIP通信網と第5条（標準的な接続箇所）第1項第3欄又は第4欄に規定する接続箇所においてIGSを経由した接続を行う場合の当社の提供条件（この約款に規定するものを除きます。）については、当該提供条件を新たにこの約款（事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。）に規定するまでの間、当該協定事業者との合意により別に定める条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。

3 当社及び協定事業者は、IP通信網と第5条（標準的な接続箇所）第1項第7-2欄又は第7-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款（事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。）に規定するまでの間、当該接続における相互接続通信及び他社相互接続通信に係る網使用料については、当該協定事業者との合意により別に定める条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。

##### （LAN型通信網との接続に係る経過措置）

4 当社及び協定事業者は、LAN型通信網と第5条（標準的な接続箇所）第1項第5-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款（事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。）に規定し、その支払いの扱いについて当該協定事業者との協議が整うまでの間、当該接続に係る利用者料金については役務区間単位料金とします。



技術的条件集

第1章 (略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1 ~ 第28節 形態16 (略)

技術的条件集別表

1 ~ 25.3 (略)

26 IP通信網中継局ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 機能部)

26.2 IP通信網中継局ルータ接続インタフェース仕様  
(10GBASE-LR インタフェース)

27.1 ~ 27.4 (略)

技術的条件集

第1章 (略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1 ~ 第28節 形態16 (略)

第29節 形態17

第119条 網構成

第120条 接続方式

第121条 輻輳制御方式

第122条 伝送装置間インタフェース仕様

第123条 IPトランスポート仕様

第124条 その他接続に必要な事項

第30節 形態18

第125条 網構成

第126条 インタフェース仕様

第127条 その他接続に必要な事項

第31節 形態19

第128条 網構成

第129条 インタフェース仕様

第130条 その他接続に必要な事項

技術的条件集別表

1 ~ 25.3 (略)

26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 機能部)

26.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様  
(10GBASE-LR インタフェース)

27.1 ~ 27.4 (略)

27.5 IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv6機能部-1000BASE-LXネットワーク接続インタフェース)  
28 ~ 33 (略)

27.5 (削除)  
28 ~ 33 (略)  
34 伝送装置間インタフェース仕様  
35 IPトランスポート仕様  
36 SIPを用いた相互接続用インタフェース仕様  
37 IP通信網特別中継局ルータ接続インタフェース  
(IPv6機能部-1000BASE-LXネットワーク接続インタフェース)  
38 中継局イーサネットスイッチ接続インターフェース仕様

技術的条件集 第1章 通則

第1条 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(92) IP 通信網中継局ルータ接続インタフェース	協定事業者が中継局ルータにおける IP 通信網終端装置と接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

第2条 (略)

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)

技術的条件集 第1章 通則

第1条 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(92) IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース	協定事業者が I S P 接続用ルータにおける IP 通信網終端装置と接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(100) 付加的機能識別番号中継接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成9年11月17日郵政省告示574号)第3条第1号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
(101) IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	協定事業者が一般中継局ルータにおける IP 通信網終端装置と接続する時に適用するインタフェース種別
(102) IP 通信網特別中継局ルータ接続インタフェース	協定事業者が特別中継局ルータにおける IP 通信網終端装置と接続する時に適用するインタフェース種別
(103) セッション制御通信	SIP によるセッション制御機能を利用したエンドユーザ間等の通信
(104) C プレーン	網と網の間で呼の設定・維持・解放等に関する制御情報を扱うプレーン
(105) U プレーン	エンドユーザ間の情報転送を扱うプレーン
(106) 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別

第2条 (略)

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)

(5)専用回線ノード装置 又は専用回線ノード 装置の伝送装置	技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、 第20節に規定するところによります。
(6)信号用中継交換機の 伝送装置	技術的条件集第2章第8節、第14節のうち準対応網構 成に関わる部分および第2章第18節、第18節の2に規 定するところによります。
(7)中継局ルータ	技術的条件集第2章第26節に規定するところによりま す。
(8)収容局ルータ	技術的条件集第2章第27節に規定するところによりま す。
(9)中継局セルリレー 装置	技術的条件集第2章第28節に規定するところによりま す。

2 (略)

(5)専用回線ノード装置 又は専用回線ノード 装置の伝送装置	技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、 第20節に規定するところによります。
(5)-2 中継局セルリ レー装置	技術的条件集第2章第28節に規定するところによりま す。
(5)-3 中継局イーサ ネットスイッチ	技術的条件集第2章第31節に規定するところによりま す。
(6)信号用中継交換機の 伝送装置	技術的条件集第2章第8節、第14節のうち準対応網構 成に関わる部分および第2章第18節、第18節の2に規 定するところによります。
(7)ISP接続用ルータ	技術的条件集第2章第26節に規定するところによりま す。
(7)-2 一般中継局ル ータ	技術的条件集第2章第29節に規定するところによりま す。
(7)-3 特別中継局ル ータ	技術的条件集第2章第30節に規定するところによりま す。
(8)収容局ルータ	技術的条件集第2章第27節に規定するところによりま す。

2 (略)

第4節の4 形態1 - 7  
(網構成)

第16条の8 当社の中継局ルータにおけるIP通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(略)

第4節の4 形態1 - 7  
(網構成)

第16条の8 当社のISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(略)

第 16 節の 2 形態 5 - 2  
( 網構成 )

第 79 条の 2 当社の中継局ルータにおける I P 通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

( 略 )

第 16 節の 2 形態 5 - 2  
( 網構成 )

第 79 条の 2 当社の I S P 接続用ルータにおける I P 通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

( 略 )

第 26 節 形態 1 4

(網構成)

第 110 条 当社の中継局ルータにおける I P 通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(略)

第 26 節 形態 1 4

(網構成)

第 110 条 当社の I S P 接続用ルータにおける I P 通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(略)

第 27 節 形態 1 5

(略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件  
集別表 27.1、27.2、27.3、27.4 又は 27.5 のいずれか 1 つのとおりとします。

(略)

第 27 節 形態 1 5

(略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件  
集別表 27.1、27.2、27.3 又は 27.4 のいずれか 1 つのとおりとします。

(略)



第 29 節 形態 1 7

( 網構成 )

第 119 条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

( 1 ) IP 通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

( 2 ) 複数の相互接続点を介した冗長構成を可能とします。

2 当社網と直接協定事業者網間の信号網構成は次のとおりとします。

( 1 ) 直接協定事業者網に設置する SIP サーバは、トランザクションの状態(ステート)管理を行い、SIP メッセージの中継を実施するステートフルプロキシとします。

( 2 ) C プレーンと U プレーンは同一相互接続点にて疎通することとします。1 つの相互接続点を通して、C プレーン終端点を 1 対 1 に対向することにより SIP 信号ルートを設定します。なお、1 つの相互接続点を通して、C プレーンは 2 ルートとし、U プレーンは 2 ルート以上とします。U プレーン終端点は C プレーン終端点とは独立にセッション設定時に決定します。

( 3 ) 発側網は、対向する 2 つの C プレーン終端点に対して SIP ダイアログを振り分けて確立することとします。

( 接続方式 )

第 120 条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

( 1 ) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 5 条( 接続方式 ) 第 3 項( 1 )の規定を準用します。

( 2 ) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 36 に示すとおりとします。

( 輻輳制御方式 )

第 121 条 輻輳制御方式は技術的条件集別表 36 に示すとおりとします。

( 伝送装置間インタフェース仕様 )

第 122 条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 34 に示すとおりとします。

( IP トランスポート仕様 )

第 123 条 IP トランスポート仕様は技術的条件集別表 35 に示すとおりとします。

( その他接続に必要な事項 )

第 124 条 コーデック種別、対向 SIP サーバ IP アドレス等の、その他の接続に必要な事項や保守運用に係る具体的事項については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定することとします。なお、サービス・制御・運用に必要なパケット

以外は当社装置にて受信時に廃棄することとし、当社装置及び、直接協定事業者装置から必要なパケット以外は原則相手網へ送出不しすることとします。

第 30 節 形態 1 8

( 網構成 )

第 125 条 当社の特別中継局ルータにおける IP 通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

( インタフェース仕様 )

第 126 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 37 のとおりとします。

( その他接続に必要な事項 )

第 127 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 ( その他接続に必要な事項 ) の規定を準用します。

第31節 形態19

(網構成)

第128条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

(1) 当社の中継局イーサネットスイッチにおけるLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(2) 当社網と直接協定事業者網の間における冗長構成及びそれに伴う接続条件については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定するものとします。

(インタフェース仕様)

第129条 当社網と直接協定事業者網の間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表38のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第130条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)

(1/6)

インターフェース種別 接続番号	端末回線線端接続インターフェース	
	(略)	形態 1 - 7 ( IP 通信網中 継局ルータ接 続インターフェ ース )
(略)	(略)	(略)

(2/6) ~ (3/6) (略)

(4/6)

インターフェース種別 接続番号	専用線接続インターフェース		
	形態 5	形態 5 - 2 ( IP 通信網 中継局ルー タ接続イン タフェ ース )	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)

(1/6)

インターフェース種別 接続番号	端末回線線端接続インターフェース	
	(略)	形態 1 - 7 ( IP 通信網 I S P 接続用ル ータ接続イン タフェ ース )
(略)	(略)	(略)

(2/6) ~ (3/6) (略)

(4/6)

インターフェース種別 接続番号	専用線接続インターフェース		
	形態 5	形態 5 - 2 ( IP 通信網 I S P 接続 用ルータ接 続インター フェ ース )	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(5/6)

インタフェース種別	(略)	中継局ルータ接続インタフェース	(略)
接続番号		形態 1 4 (IP通信網 中継局ルータ接続インタフェース)	
(略)	(略)	(略)	(略)

(5/6)

インタフェース種別	(略)	IP通信網 I S P 接続用 ルータ接続 インタフェース	(略)
接続番号		形態 1 4	
(略)	(略)	(略)	(略)

(6/6)

インタフェース種別	中継局セルラ- 接続インタフェース 形態 16
接続番号	(分類によ らない)
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	
分類 2 (00XY ~) 国際系番号	
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号	
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号	
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号	
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号	
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号	
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号	
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号 (略)	

2. (略)

(6/6)

インタフェース種別	中継局セルラ- 接続インタフェース	IP 通信網 一般中継 局ルータ接続 インタフェース	IP 通信網特 別中継局ルータ 接続インタフェース	中継局イサ ットスイッチ接続 インタフェース
	形態 16	形態 17	形態 18	形態 19
接続番号	(分類によ らない)			
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号		-	(分類によ らない)	(分類によ らない)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号		-		
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号		出入		
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号		-		
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号		-		
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号		-		
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号		-		
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号		-		
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号 (略)		-		

2. (略)

技術的条件集別表2 付加サービス等の利用条件

1. (略)

2. (略)

技術的条件集別表2 付加サービス等の利用条件

1. (略)

2. (略)

3. 音声利用IP通信網サービスの利用条件

当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類3	分類4	分類6	分類9	分類3
	による 当社網 からの 発信	による 当社網 からの 発信	による 当社網 からの 発信	による 当社網 からの 発信	による 当社網 への 着信
音声利用IP通信網サービスの 端末回線	—				

(2/3)

接続条件	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
	音声利用IP通信網サービスの 端末回線	—

(3/3)



接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続
音声利用 I P 通信網サービス の端末回線	—			
第 1 種サービスを除く				
凡例 : 利用できる x : 利用できない				

技術的条件集別表 2.6

I P 通信網 中継局 ルータ接続インタフェース仕様

(略)

技術的条件集別表 2.6

I P 通信網 I S P 接続用 ルータ接続インタフェース仕様

(略)

技術的条件集別表 2.6.2

IP通信網中継局ルータ接続インタフェース仕様

(略)

技術的条件集別表 2.6.2

IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様

(略)

技術的条件集別表 27.5

IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv6 機能部-1000BASE-LX ネットワーク接続インタフェース)

[参照規格一覧]

- JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)
- JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)
- IETF RFC1771 (A Border Gateway Protocol 4 (BGP-4) 1995.3)
- IETF RFC2460 (Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)
- IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)
- IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)
- IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

1. 物理層(レイヤ1)仕様

- 1000BASE-LX インタフェース接続
- IEEE Std 802.3 Clause36 及び 38 準拠
- コネクタ仕様 JIS C5973 準拠
- 光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

2. データリンク層(レイヤ2)仕様

- 2.1 1000BASE-LX インタフェース仕様
- IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

削除

2.2 論理的条件フレーム構成

IEEE Std 802.3 Clause3 準拠

3. ネットワーク層（レイヤ3）仕様

3.1 IPv6

IETF RFC2460 準拠、RFC2461 準拠

3.2 ICMPv6

IETF RFC2463 準拠

3.3 ルーティング方式

スタティックルーティングまたは4.1に規定するダイナミックルーティング

4. 上位層（レイヤ4以上）仕様

4.1 ダイナミックルーティングプロトコル

BGP-4+ IETF RFC1771 準拠、IETF RFC2545 準拠、IETF RFC2858 準拠

なお、ダイナミックルーティングプロトコルの設定内容等の細目については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

5. その他

当社と直接協定事業者間で通信されるパケットにおいて、そのパケットに含まれるIPアドレス（Source address、Destination address）は、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定したIPアドレスのみとする。

当社と直接協定事業者間の相互接続点における、ダイナミックルーティングプロトコルでの経路交換情報は、当社と直接協定事業者が管理するアドレス情報のみとし、その他のアドレス情報の広告は許容しないこととする。

技術的条件集別表 3 4 伝送装置間インタフェース仕様

【参照規格一覧】

[1] TTC 標準 JT-G707 同期デジタルハイアラキーのNNI, 2001

[2] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000

[3] JIS 規格 JIS C 6835 石英系シングルモード光ファイバ素線

[4] JIS 規格 JIS C 5973 F04 形単心光ファイバコネクタ

[5] IETF 標準 RFC1662 PPP in HDLC-like Framing

[6] IETF 標準 RFC2615 PPP over SONET/SDH

[7] IEEE Std 802.3-2005: Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Local and metropolitan area networks - Specific requirements - Part 3: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications

[8] IETF 標準 RFC826 An Ethernet Address Resolution Protocol or Converting Network Protocol Address to 48bit Ethernet Address for Transmission on Ethernet Hardware

1. 責任分界点とインタフェース規定点

本規定における責任分界点を図1に、インタフェース規定点を図2に示す。

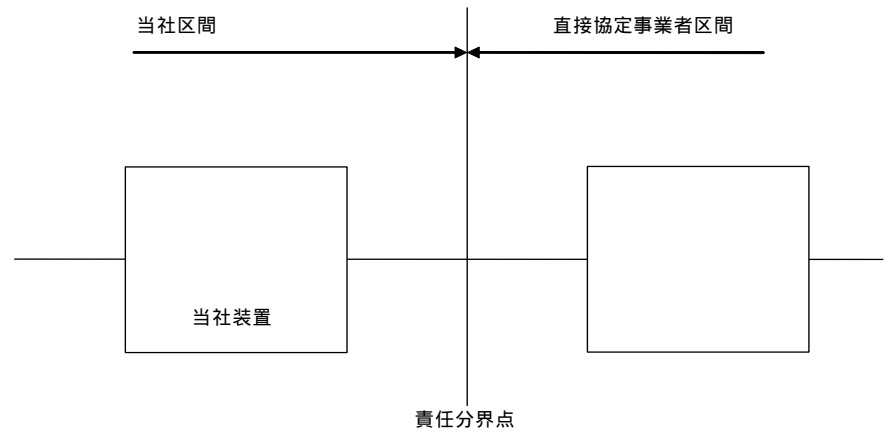


図1：責任分界点

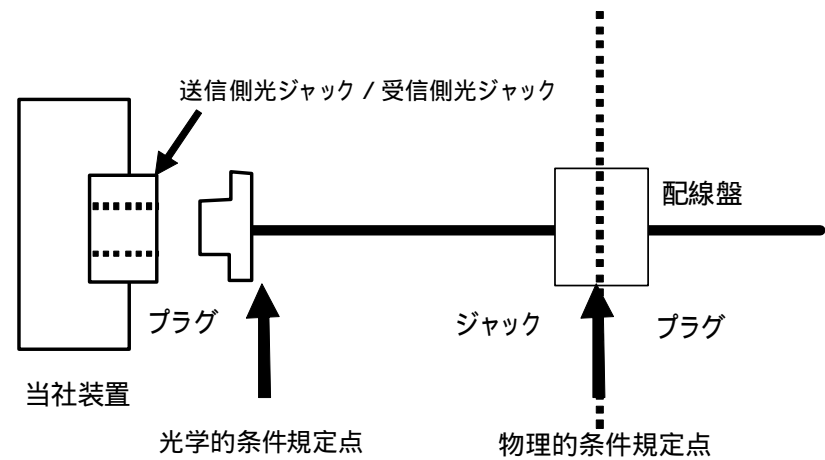


図2：インタフェース規定点

## 2. レイヤ1仕様

接続に使用可能なIF種別としては、以下のIF種別をサポートする。各IF種別はレイヤ2にPOSプロトコルを利用するものとギガビットEthernetプロトコルを利用するものとに分類される。サポートするIF種別とそれぞれがどちらのプロトコルを利用するかを以下に示す。

10G-POS : POSプロトコル

1000BASE-LX : ギガビット Ethernet プロトコル

### 2.1 レイヤ1仕様 (POS プロトコル使用時)

#### 2.1.1 ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは以下のとおりとする。

##### 2.1.1.1 シングルモード型光ファイバ

シングルモード型光ファイバに適用する規格は JIS C6835 SSMA-9.3/125 準拠とする。

#### 2.1.2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは以下のとおりとする。

##### 2.1.2.1 SC コネクタ

SC コネクタに適用する規格は、JIS C 5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ) 準拠とする。

プラグはB等級以上 (マスタプラグ接続時の挿入損失が 0.7dB 以下)、接続時の反射減衰量は 22dB 以上とする。

#### 2.1.3 光学的条件

光学的条件については、以下の標準に準拠する。

##### 2.1.3.1 SONET 信号

###### 2.1.3.1.1 同期ハイアラキーのビットレート

Telcordia GR-253-CORE issue3 の OC-192 (Optical Carrier Level 192) に準拠する。

###### 2.1.3.1.2 光パラメータ条件

###### (1) OC-192 SR-1 局内用

光パラメータ条件は、Telcordia GR-253-CORE issue3 OC-192 SR-1 に準拠



する。

(2) OC-192 IR-2 局内用

光パラメータ条件は、Telcordia GR-253-CORE issue3 OC-192 IR-2 に準拠する。

2.1.3.1.3 ジッタ耐力

ジッタ耐力はTelcordia GR-253-CORE issue3 に準拠する。

2.1.4 論理的条件

2.1.4.1 SONET 信号

論理インタフェース条件は、Telcordia 勧告 GR-253-CORE issue3 で規定される OC-192 のフレームに準拠する。

2.1.4.1.1 フレーム構成

本インタフェースで規定する OC-192 のペイロードには、最大 192 個の STS-1 または最大 64 個の STS-3c SPE、または最大 16 個の STS-12c SPE、または 4 個の STS-48 c SPE、または 1 個の STS-192 c を収容する。また、STS-1 SPE/ STS-3c SPE/ STS-12c SPE/ STS-48c SPE の混在収容を可能とする。それぞれのフレームフォーマットを図 3～図 8 に示す。

2.1.4.1.2 OC-192 信号のオーバーヘッドバイトに関する留意事項

基本的に Telcordia “GR-253-CORE issue3” に準拠するが、OC-192 信号のオーバーヘッドバイトに関する留意事項を表 1 に示す。

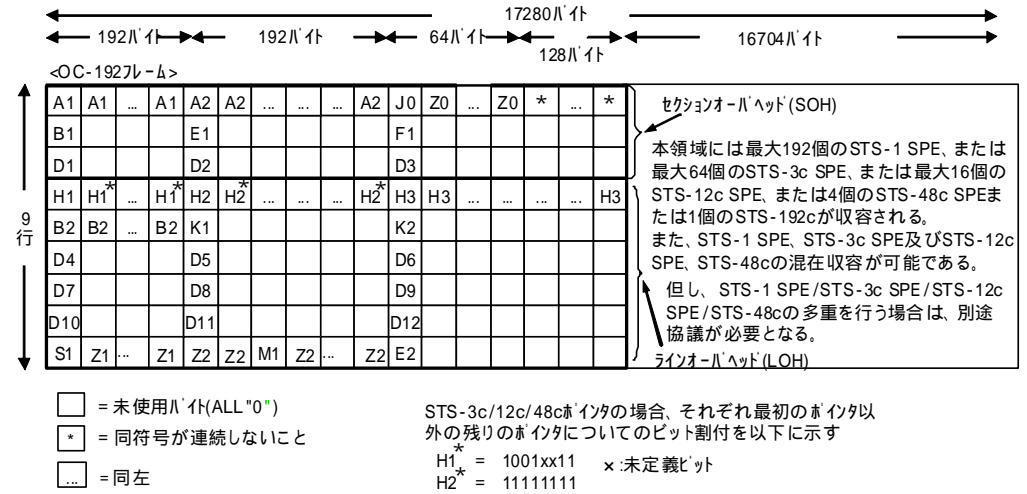


図3: OC-192 信号のフレームフォーマット

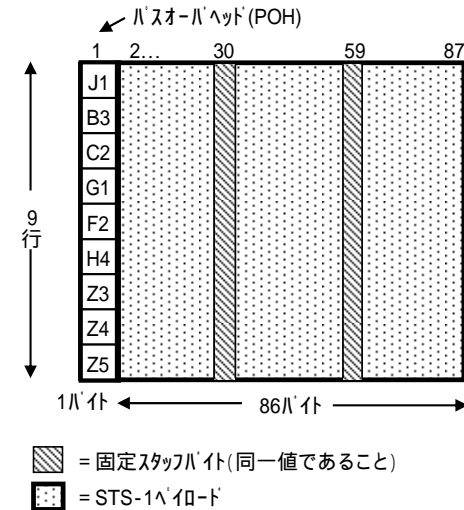


図4: STS-1 SPE のフレームフォーマット

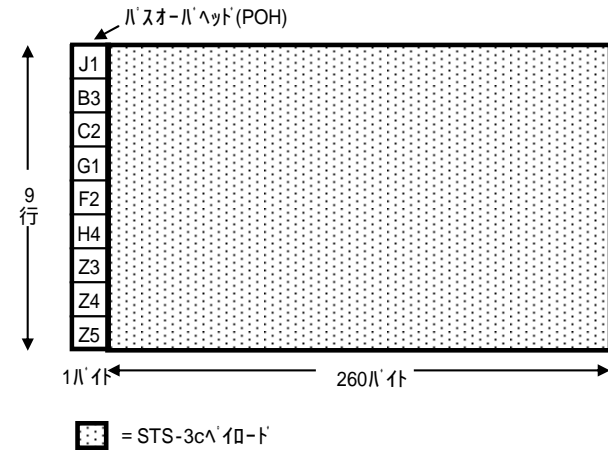


図 5 : STS-3c SPE のフレームフォーマット

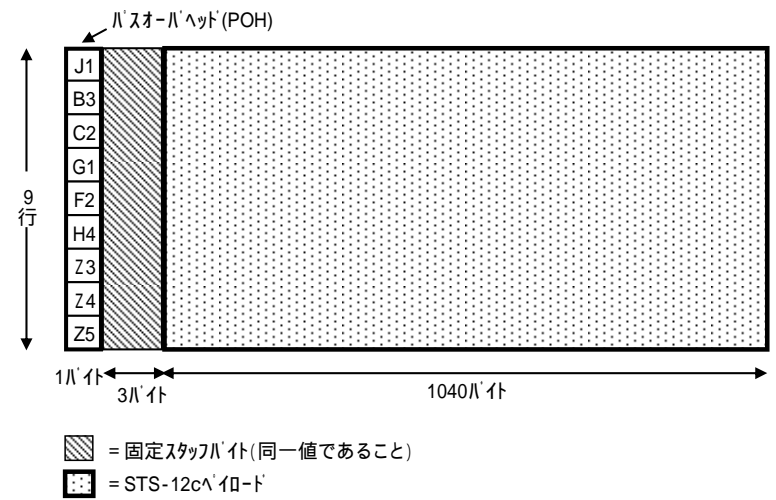


図 6 : STS-12c SPE のフレームフォーマット

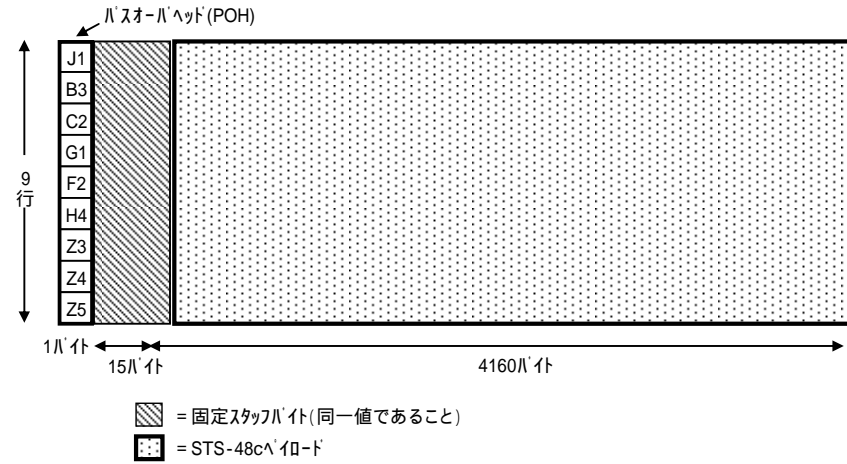


図 7 : STS-48c SPE のフレームフォーマット

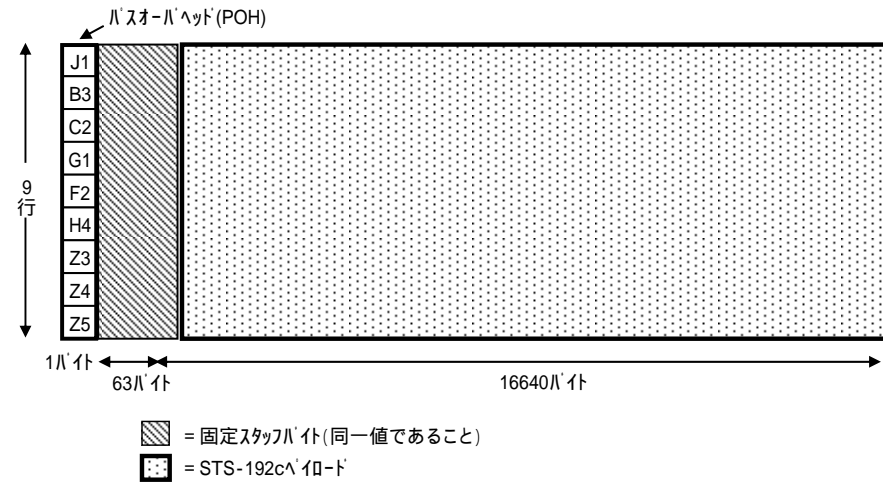


図 8 : STS-192c SPE のフレームフォーマット

表 1 . OC-192 信号オーバーヘッドバイトの留意事項

属性	記号	TTC 標準 JT-G.707 上の用途	留意事項
パス管理情報 (POH)	J1	パストレース	透過を前提としない
	B3	パス誤り監視	前フレームの STS-1 SPE/ STS-3c SPE/ STS-12c SPE/ STS-48c SPE/ STS-192c の BIP-8 演算結果とする
	C2	シグナルラベル	“00” 以外とする

## 2.2 レイヤ 1 仕様(ギガビット Ethernet プロトコル使用時)

### 2.2.1 ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは以下のとおりとする。1000BASE-LX についてはシングルモード光ファイバ(2 芯)を使用する。

#### 2.2.1.1 シングルモード光ファイバ(2 芯)

シングルモード光ファイバ(2 芯)に適用する規格は JIS C6835 SSMA-9.3/125 準拠とする。

### 2.2.2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは以下のとおりとする。

#### 2.2.2.1 SC コネクタ

SC コネクタに適用する規格は、JIS C 5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ) 準拠とする。

プラグは B 等級以上(マスタプラグ接続時の挿入損失が 0.7dB 以下)、接続時の反射減衰量は 22dB 以上とする。

### 2.2.3 光学的条件

本インタフェースに適用する光伝送仕様は IEEE Std 802.3 に規定される 1000BASE-LX 準拠とする。

### 2.2.4 論理的条件

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格は IEEE Std 802.3 準拠とする。

### 2.2.5 リンクダウン転送（リンクパススルー）機能

本インタフェースにおける当社のIP通信網間接続装置と直接協定事業者のレイヤ3終端点（ルータ）の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のIP通信網間接続装置への光送出を停止すること。

## 3. レイヤ2仕様

### 3.1 POS プロトコル

POS(PPP over SONET)の規格としては、以下の規格を用いる。

RFC1662 PPP in HDLC-like Framing および RFC2615 PPP over SONET/SDH

### 3.2 ギガビット Ethernet プロトコル

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格は IEEE Std 802.3 準拠とし、レイヤ2プロトコルとして以下の仕様を適用する。

#### 3.2.1 MAC プロトコル

IEEE Std 802.3 に規定されている MAC を使用する。図 9 に IEEE 802.3 に規定される MAC フレームフォーマットを示す。タイプ/フレーム長フィールドにフレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合がある。表 3 に本資料で用いるタイプ/フレーム長フィールドの主な割り当てを示す。

プリアンブル (7)	SFD (1)	宛先 MAC アドレス (6)	送信元 MAC アドレス (6)	タイプ / フレーム長 (2)	データ (46 ~ 1500)	FCS (4)
---------------	------------	-----------------------	------------------------	--------------------------	--------------------	------------

各フィールド内の数値はフィールド長（単位：オクテット）を示します。

図 9: IEEE 802.3 MAC フレームフォーマット

表3：タイプ/フレーム長フィールドの主な割り当て

タイプ/フレーム長の値(16進数)		プロトコル
フレーム長	2E ~ 5DC	-
タイプ	0800	Internet IP(IPv4)
	0806	Address Resolution Protocol(ARP)
	86DD	IP version 6(IPv6)

フレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合がある。

### 3.2.2 ARP プロトコル

本インタフェースにおいてレイヤ3プロトコルとしてIPv4を使用する場合、当社と相互接続する直接協定事業者のレイヤ3終端点(ルータ)はRFC 826に規定されているARPをサポートしている必要がある。

### 3.2.3 その他の詳細仕様

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格としての IEEE Std 802.3 に規定される機能のうち、Clause37に規定されている Auto-Negotiation については、原則 disable 設定とし、Full Duplex 固定設定にて直接協定事業者は当社の装置と接続することとする。

その他、実際の相互接続時に使用する機能や設定等の詳細仕様については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。

技術的条件集別表 3.5 IPトランスポート仕様

【参照規格一覧】

- [1] TTC JF-IETF-RFC4566 (03/2007): SDP: セッション記述プロトコル
- [2] IETF RFC2474 (12/1998): Definition of the Differentiated Services Field (DS Field) in the IPv4 and IPv6 Headers
- [3] TTC JF-IETF-RFC3261 (06/2005): SIP: セッション開始プロトコル
- [4] 3GPP TS 29.208 V6.6.1 (03/2006): End-to-end Quality of Service (QoS) signalling flows
- [5] ITU-T Recommendation Y.1221 (03/2002): Traffic control and congestion control in IP-based networks
- [6] IETF RFC768 (10/1980): User Datagram Protocol
- [7] IETF RFC791 (09/1981): Internet Protocol
- [8] IETF RFC792 (09/1981): Internet Control Message Protocol
- [9] IETF RFC793 (09/1981): Transmission Control Protocol
- [10] IETF RFC894 (04/1984): A Standard for the Transmission of IP Datagrams over Ethernet Networks
- [11] IETF RFC2460 (12/1998): Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification
- [12] IETF RFC2461 (12/1998): Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6)
- [13] IETF RFC4443 (03/2006): Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification
- [14] IETF RFC1771 (03/1995): A Border Gateway Protocol 4 (BGP-4)
- [15] IETF RFC2545 (03/1999): Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing
- [16] IETF RFC2385 (08/1998): Protection of BGP Sessions via the TCP MD5 Signature Option



## 1. 規定範囲

本別表では、当社のIP通信網と直接協定事業者の網における、IPトランスポートに係わる相互接続インタフェース条件について規定するものである。

なお、IP通信網間接続装置におけるフィルタ設定条件等の保守運用に係る具体的事項については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。また、UNIを含む、IP通信網のサービス毎の上位レイヤに係わる接続条件は、本別表の規定範囲外とする。

また、転送品質クラスに係わる規定を本別表の付属資料aで規定する。

## 2. インタフェース仕様

### 2.1 レイヤ3仕様

IPv4を用いる場合はICMPv4を、IPv6を用いる場合はICMPv6をサポートする。レイヤ3ヘッダ情報(DSCP、パケット長またはペイロード長、フラグ、フラグメントオフセット、TTLまたはホップリミット、ヘッダチェックサム、送信元IPアドレス、宛先IPアドレス)については、IP通信網内で書き換えて転送制御に利用することがある。

#### 1) ルーティング制御方式

ルーティング制御方式はスタティックルーティングまたはダイナミックルーティングを用いる。

ダイナミックルーティングを適用する場合は、プロトコルとしてBGP4/BGP4+を用いることとし、基本的な接続条件は以下とするが、スタティックルーティングおよびダイナミックルーティングの設定内容等の細目については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。なお、相互接続にて使用するIPアドレスについてはグローバルアドレスとし、当社及び、直接協定事業者の自網で利用しているアドレス空間・AS番号のみを広告対象とする。

#### ・BGP4/BGP4+仕様

BGP4/BGP4+の仕様についてはRFC1771/RFC2545を参照のこと。

グローバルAS番号及び、次のBGPアトリビュートを利用可能とする。

BGP4アトリビュート：AS path、Origin、Nexthop (MEDはオプションとして利用可能)

BGP4+アトリビュート：AS path、Origin、MP Reach NLRI、Nexthop (MEDはオプションとして利用可能)

#### ・MD5認証

	<p>BGP/BGP4+の TCP MD5 認証 (RFC2385) を必須とする。</p> <p>・ 2POI で相互接続する場合</p> <p><u>BGP4/BGP4+での冗長化 (経路分散) を可能とする。ただし、セッション制御通信については冗長化 (経路分散) を行わない。</u></p> <p>2) IPv4 プロトコル</p> <p><u>レイヤ3 プロトコルの1つとして、当社のIP通信網はIPv4をサポートする。サポートするIPv4は、RFC791の規定に従う。</u></p> <p>3) ICMPv4 プロトコル</p> <p><u>IPv4をサポートする直接協定事業者の網は、ICMPv4をサポートしなければならない。</u></p> <p><u>なお、以下に該当しないデータパケットは、廃棄されることがある。</u></p> <p>・ SA/DA が POI のリンクアドレスの Echo Reply/Echo Request</p> <p>4) IPv6 プロトコル</p> <p><u>レイヤ3 プロトコルの1つとして、当社のIP通信網はIPv6をサポートする。サポートするIPv6はRFC2460の規定に従う。リンクローカルスコープを除き、マルチキャストはサポートしない。</u></p> <p>5) ICMPv6 プロトコル</p> <p><u>IPv6をサポートする直接協定事業者の網は、ICMPv6をサポートしなければならない。</u></p> <p><u>なお、以下に該当しないデータパケットは廃棄されることがある。</u></p> <p>・ NS/NA、Packet Too Big 疎通、SA/DA が POI のリンクアドレスの Echo Reply/Echo Request</p> <p>6) NDP プロトコル</p> <p><u>IPv6をサポートするノードはNeighbor Discovery手順(NDP)をサポートする。詳細はRFC2461参照のこと。</u></p> <p>7) IP パケットフォーマット</p> <p><u>IPパケットヘッダにおけるIPv6オプションヘッダは、使用しないこととする。使用した場合はその転送処理を保証しない。</u></p> <p><u>直接協定事業者の網が送出するIPパケットのIPヘッダを含んだEthernet MTU長は、特に上位サービスで規定されない限り、1,500オクテット以内であることとする。</u></p>
--	---

また、フラグメントされた IP パケットについては、ベストエフォートクラスとして扱われるか、またはパケットが廃棄される場合がある。（受信時の動作は不定）

## 2.2 レイヤ4仕様

レイヤ4プロトコルとしては、直接協定事業者の網は上位サービスで使用するプロトコルに応じてUDPまたはTCP、またはその両方をサポートする。

レイヤ4ヘッダ情報については、その一部（ポート番号、チェックサム）を当社のIP通信網内で書き換えて転送制御に用いることがある。

### 1) UDPプロトコル

上位サービスで使用するプロトコルに応じ、レイヤ4プロトコルとして、UDPを使用する。

### 2) TCPプロトコル

上位サービスで使用するプロトコルに応じ、レイヤ4プロトコルとして、TCPを使用する。

【付属資料 a】

転送品質クラス

a.1. 用語の定義

IP パケットの転送品質に着目した、以下の 4 つのクラスを定義する。

- 1 ) 最優先クラス
- 2 ) 高優先クラス
- 3 ) 優先クラス
- 4 ) ベストエフォートクラス

IP 通信網内における IP パケット転送処理の優先順位は、最優先クラス、高優先クラス、優先クラス、ベストエフォートクラスの順序とする。

a.2. 転送品質クラスの指定

データパケットの転送品質クラスについては、当社及び直接協定事業者それぞれの網内で指定する。他網から流入するデータパケットは、自網のポリシーに従いリマークを行うこととし、他網へ流出するデータパケットについては、自網内のポリシーに従った転送品質クラスの設定で送信する。

なお、当社の網の転送品質条件は以下のとおりとする。

( 1 ) 転送品質クラス指定

セッション制御通信における転送品質クラスの指定は、RFC2327 で規定されている SDP を用いる。具体的には、SDP の m=行の media-type と a=行の組み合わせで転送品質クラスを指定する。( 3GPP TS 29.208 参照) また、帯域指定については、コーデック種別、或いは b=行によって指定する。

なお、RTCP パケットの転送品質クラスは、下記の指定方法によらず、RTP パケットの転送品質クラスと同じとする。( 3GPP TS 29.208 参照)

表 a-1 : SDP による転送品質クラス指定

	最優先クラス	優先クラス
SDP の m=行/a=行	以下の(1)～(2)のいずれか の場合： (1)media-type=video かつ a=sendrecv (2)media-type=audio かつ a=sendrecv	media-type=application

( 2 ) データパケットの転送優先度識別子

ネットワークは、各々のデータパケットにおける下記のフィールドに転送品質クラスに対応した値（最優先クラス：101110、優先クラス：001000、ベストエフォートクラス：000000）を設定して転送する。但し、呼の接続/切断に関わる制御信号（IETF RFC3261 に規定される SIP）のパケットに対しては、一律、最優先クラスに対応する転送優先度識別子を設定し転送する。

IPv4 の場合 ToS (Type of Service)  
IPv6 の場合 Differentiated Service Field

a.3. IP 通信網と直接協定事業者網間におけるトラヒック条件

セッション制御通信における P0I のトラヒック条件を、以下のように規定する。詳細条件については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。

- (1) ネットワークでは、P0I からの流入トラヒックをトークンバケットポリサー（ITU-T 勧告 Y.1221Appendix 1 参照）で監視する。ポリサーの監視条件を違反したパケットは、ネットワーク内で廃棄される。
- (2) トークンバケットポリサーの監視パラメータは、レートと最大バケットサイズである。最大バケットサイズについては、各転送品質クラスに応じた値をネットワーク側で用意することとする。
- (3) 特定のコーデックについては、SDP の b=行の指定にかかわらず当社で決定したデフォルトのトークン補充レート（R）と最大バケットサイズ（b）を使用する。その他のコーデックについては、SDP の b=行の設定値によりトークン補充レート（R）と

最大バケットサイズ(b)を決定する。なお、セッション制御通信では、RTPとRTCPのトラフィックは、合わせて一つのポリサーにて監視する。

技術的条件集別表 3 6 SIPを用いた相互接続用インタフェース仕様

**【参照規格一覧】**

- ・"NGN NNI シグナリングプロファイルプロトコルセット 1", TTC 標準 JT-Q3401, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technologies Committee), 2007 年 11 月.
- ・"Support for IPv6 in Session Description Protocol (SDP) ", IETF RFC3266, Jun 2002.
- ・"セッション記述プロトコル(SDP)における TCP ベースのメディアトランスポート", TTC 標準 JF-IETF-RFC4145, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technologies Committee), 2007 年 3 月
- ・"事業者 SIP 網および NGN における着信転送サービスに関する技術レポート(Technical Report on Communication Diversion (CDIV) through Provider s SIP Networks and NGN ) " , TTC 標準 TR-1015, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technologies Committee), 2006 年 6 月.
- ・"RTP: リアルタイムアプリケーションのためのトランスポートプロトコル", TTC 標準 JF-IETF-STD64, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technologies Committee), 2005 年 6 月.
- ・"最小限の制御による音声とビデオ会議のための RTP プロファイル", TTC 標準 JF-IETF-STD65, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technologies Committee), 2005 年 6 月.

本別表は、当社のIP通信網を利用するユーザと直接協定事業者の網のユーザ間における、SIPによるセッション制御機能を利用した通信を対象とし、当社のIP通信網においてサポートするSIP拡張機能、SIP情報要素、そしてSDP行について記述する。なお、直接協定事業者の接続先相手を指定するための電気通信番号を用い、音声サービスや映像サービス等の通信サービスを提供する。

(1) セッション制御機能を利用した通信の提供条件

アドレス種別 IPv4 または IPv4/IPv6

転送品質クラス 最優先クラス、優先クラス

帯域 セッション制御機能を利用してSDPの内容等で指定される。

なお、アドレス種別についてはCプレーンとUプレーンは同一とする。

レイヤ3仕様(BGP4、BGP4+含む)、レイヤ4仕様、品質クラスに関する詳細は、技術的条件集別表35を参照のこと。

(2) 転送品質の規定値

UNI-NNI間における、最優先クラス及び優先クラスのIPパケット転送品質の規定値については、当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する。

1. インタフェース仕様

1.1 セッション制御

SIP/SDP規定についてはTTC標準JT-Q3401(付属資料、付録も含む)、RFC3266、JF-IETF-RFC4145に準拠する。

JT-Q3401の付録viに示されるオプション項目は事業者ごとに選択できるものであるが、当社のIP通信網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を本別表の付属資料aに示す。JT-Q3401の規定に関する追記事項を付属資料bに示す。

1.2 メディア条件

メディアストリームに関する規定を本別表の付属資料cに、SIP信号の内容に基づくメディアストリーム制御についての規定を本別表の付属資料dに示す。



【付属資料 a】

オプション項目の選択表

本付属資料では、JT-Q3401 のオプション項目表に対する当社の I P 通信網の規定を示す。

付表 a-2～

付表 a-21の網掛け部分が、当社の I P 通信網の規定であり、直接協定事業者の網に期待する規定である。なお、各表の備考欄は JT-Q3401 に追記している。

a.1. オプション項目一覧表のフォーマット

オプション項目の一覧表のフォーマットと見方について付表 a -1 に記載する。

付表 a-1 フォーマット例

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	MESSAGE (既存ダイアログ外)	利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC3428		

項目：オプション項目を示す。

網間での利用条件：網間で選択可能なパターンを示す。

関連項目：各オプション項目が、JT-Q3401 本文、付属資料および付録のどの章節に関連するかを示す。

特記事項：「網間での利用条件」欄に加えて決定すべきオプション項目について示す。  
なお、【】で囲まれた TTC 記述に対応した記載を、「」以降に直接協定事業者が当社、及び当社が直接協定事業者の網に期待する決定事項として示す（当社による追記項目）。

備考：オプション項目に関する補足事項を示す（当社による追記項目）。

a.2. オプション項目表

オプション項目表を

付表 a-2～

付表 a-21に示す。なお、JT-Q3401 の本文および付属資料でサポート必須となっている項目は各表に明記していない。

付表 a-2 SIP メソッド

項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	MESSAGE (既存ダイアログ外)	利用する	10.1 節 表 10-1 / RFC3428	
	利用しない			
2	MESSAGE (既存ダイアログ内)	利用する	10.1 節 表 10-1 / RFC3428	
	利用しない			
3	NOTIFY	利用する	10.1 節 表 10-1 / RFC3265	【利用する場合はイベント名を決定する】
		利用しない		
4	REFER (既存ダイアログ外)	利用する	10.1 節 表 10-1 / RFC3515	
	利用しない			
5	REFER (既存ダイアログ内)	利用する	10.1 節 表 10-1 / RFC3515	
	利用しない			
6	SUBSCRIBE	利用する	10.1 節 表 10-1 / RFC3265	【利用する場合はイベント名を決定する】
		利用しない		
7	その他のメソッド	利用する		【利用する場合はメソッド名を決定する】
		利用しない		

付表 a-3 既存ダイアログ外リクエストの Request-URI 形式

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	グローバル E.164 番号以外の SIP-URI を利用	利用する	9章、 付属資料 b.3.1 節	【利用する SIP-URI 形式を決定する】	
		利用しない			
2	hostport 部に IP アドレスを利用	利用する <sup>1</sup>	付属資料 b.3.1.2 節	【受信を受け付ける IP アドレスを決定する】	
		利用しない			
3	hostport 部にドメインを利用	利用する <sup>1</sup>	付属資料 b.3.1.2 節	【受信を受け付けるドメインを決定する】	
		利用しない			
4	telephone-subscriber 部に対する有効な受信桁数の登録	利用する	付属資料 b.3.2 節	【利用する場合は最小受信桁数及び最大受信桁数を決定する】 最大 26 バイトとする。	
		利用しない			
1	いずれかまたは両方の形式を利用する。				

付表 a-4 IPバージョン種別

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	IPv6	利用する 利用しない	13章		
2	呼制御信号とメディアのIPバージョン	同一のIPバージョンのみ利用する 同一または異なるIPバージョンを利用する	10.3節 表10-7		

付表 a-5 呼制御信号に利用するレイヤ4 プロトコル

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	UDP	利用する	12 章	【送信または受信にデフォルト(5060番)以外のポート番号を使用する場合は決定する】	TCP か UDP のどちらか一方を利用可。ただし TCP の利用を推奨する。
		利用しない			
2	TCP	利用する	12 章 付録 ii.2 節 付録 ii.3 節	【TCP を利用する場合は TCP トランスポート適用時の諸条件を決定する】 【長期 TCP コネクションを確立する場合は、接続本数を決定する】 直接協定事業者が確立する TCP セッションと当社が確立する TCP セッションの計2本の長期TCPコネクションを確立する。 【待ち受けにデフォルト(5060番)以外のポート番号を使用する場合は決定する】	TCP か UDP のどちらか一方を利用可。ただし TCP の利用を推奨する。
		利用しない			
3	TCP の KeepAlive オプション	利用する	付録 ii.3 節	【KeepAlive オプションを利用する場合は、タイムアウト時間等のパラメータを決定する】	

		利用しない			
4	自 TCP コネクションが利用不可の場合に、対向ノード側から確立した TCP コネクションを利用した既存ダイアログ内リクエスト信号の送付	利用する	付録 ii.2 節		Initial-INVI TE を除く
		利用しない			

付表 a-6 SDP

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	オプションで規定する SDP 行	利用する	10.3 節 表 10-7	【利用する SDP 行を決定する】 a=行、および b=行を利用する。	
		利用しない			

付表 a-7 メディア

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	映像	利用する	10.3 節		当社と直接協

		利用しない			
2	データ通信 (m=application、m=data等)	利用する	10.3節 表 10-7	【利用するメディア種別(SDPのm=行)を決定する】 m=applicationを利用する。	当社と直接協 定事業者の間 で別途協議の 上、決定する。
		利用しない			
3	メディアの TCP 接続	利用する	10.3節 表 10-7	【TCP を利用するメ ディア種別(SDPの m=行)を決定する】	当社と直接協 定事業者の間 で別途協議の 上、決定する。
		利用しない			
4	帯域制御	利用する	10.3節 表 10-7	【帯域制御の対象 となる条件を決定 する】 本別表の1.1節に 記載の条件に従う。 なお、SDPのb行を もとに帯域制御を 行う場合において、 オファァーよりも小 さい値のb行がアン サーに設定された 場合は、アンサーの 値を用いて帯域制 御を実施する。	
		利用しない			

付表 a-8 コーデックリストに含めるコーデック

	項目	直接協定事業者 との網間での利 用条件	関連項目	特記事項	備考
1	G.711 $\mu$ -law 以外の音声帯 域コーデック	含める	8章	【コーデック名を 決定する】	当社と直接協 定事業者の間 で別途協議の 上、決定する。
		含めない			

2	映像帯域コーデック	含める	8章	【コーデック名を決定する】	当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する。
		含めない			
3	データ通信	含める	8章	【プロトコル名を決定する】	当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する。
		含めない			

付表 a-9 SIP オプションタグ

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	セッションタイマ機能 (timer)	全セッションで利用する 必要に応じて個々のセッションで利用する	10.2.1.20.32 節		
2	暫定応答の信頼性確保機能 (100rel)	全セッションで利用する 必要に応じて個々のセッションで利用する	10.2.1.20.32 節		
3	ダイアログ置換機能 (replaces)	必要に応じて個々のセッションで利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC3891		
4	会議セッション参加機能 (join)	必要に応じて個々のセッションで利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC3911		
5	確立前帯域確保機能 (precondition)	必要に応じて個々のセッションで利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC3312 表 10-1 / RFC4032		



	6	端末能力通知機能 (pref)	必要に応じて 個々のセッションで利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC3840 表 10-1 / RFC3841		
	7	リクエスト履歴の保持機能 (histinfo)	必要に応じて 個々のセッションで利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC4244		着信転送サービスを提供する場合に利用することとし、着信転送サービスにおける動作条件及び信号手順は TR-1015 に準拠する。
	8	その他の SIP オプションタグ	必要に応じて 個々のセッションで利用する 利用しない		【利用する SIP オプションタグ名を決定する】	
付表 a-10 timer						
		項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
	1	UPDATE メッセージによるセッション更新	利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC3311 表 10-1 / RFC4028		Allow ヘッダを用いた能力交換に基づき、UPDATE を利用する。

付表 a-11 100rel

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	100rel を利用しない場合のアーリーメディア	利用する 利用しない	10.2.1.13 節		

付表 a-12 メディアのネゴシエーション

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	PRACK による SDP オファー	利用する 利用しない	10.2.1.7.4.1 節		
2	UPDATE による SDP オファー	利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC3311		Allow ヘッダを用いた能力交換に基づき UPDATE を用いる。
3	アーリーダイアログにおけ	利用する	10.1 節 表 10-1 /	【変更を許容する項目を決定する】	

		利用しない			
4	ダイアログ確立後のメディア変更	利用する	10.2.1.14 節	【変更を許容する項目を決定する】 a ラインの変更、および m ラインの追加・無効化 (ポートを 0 に設定) を許容する。	
		利用しない			

付表 a-13 メッセージボディ

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	INVITE リクエストでの MIME Multipart の利用	利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC2046		
2	MESSAGE リクエストでの MIME Multipart の利用	利用する 利用しない	10.1 節 表 10-1 / RFC2046		

付表 a-14 リダイレクション

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	3xx レスポンズによるリダイレクション	利用する	10.2.1.8.3 節	【利用する場合は対象となるメソッドを決定する】	
		利用しない			

付表 a-15 番号ポータビリティ

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	番号ポータビリティ対応パラメータ (npdi 及び rn パラメータ)	利用する	10.1 節 表 10-1 / RFC4694		
		利用しない			

付表 a-16 課金関連ヘッダ

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	事業者間精算に関連するヘッダ (P-Charging-Vector、P-Charging-Function-Addresses) の利用	利用する	10.1 節 表 10-1 / RFC3455		
		利用しない			

付表 a-17 メッセージ設定最大長

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	SIP/SDP メッセージの 1 行毎最大長	UDP 利用時と同一の値を利用する	付属資料 b.4 節	【UDP 利用時と異なる値を利用する場合は、値を決定する】	
		UDP 利用時と異なる値を利用する			
2	SIP/SDP メッセージの同一ヘッダ繰り返し最大回数	UDP 利用時と同一の値を利用する	付属資料 b.4 節	【UDP 利用時と異なる値を利用する場合は、値を決定する】 TCP では 10 行とする。なお、Record-Route、Route および Via の要素数は 10 エントリー、History-Info の要素数は 6 エントリーとする。	
		UDP 利用時と異なる値を利用する			
3	SIP/SDP メッセージのメッセージボディ最大長	UDP 利用時と同一の値を利用する	付属資料 b.4 節	【UDP 利用時と異なる値を利用する場合は、値を決定する】 TCP では 3000 バイトとする。	
		UDP 利用時と異なる値を利用する			

4	SIP/SDP メッセージのメッセージ全体長	UDP 利用時と同一の値を利用する	付属資料 b.4 節	【UDP 利用時と異なる値を利用する場合は、値を決定する】 TCP では 6000 バイトとする。
		UDP 利用時と異なる値を利用する		

付表 a-18 サブアドレス

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	発サブアドレス	利用する	付属資料 b.5 節		
		利用しない			
2	着サブアドレス	利用する	付属資料 b.5 節		
		利用しない			

付表 a-19 ガイダンス/トーキ

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	受信したレスポンスのステータスコードによるガイダンス/トーキの提供	利用する	付属資料 d.2.2 節	【利用する場合には、具体的なステータスコードを決定する】	
		利用しない			
1	空き番号トーキに関しては、JT-Q3401 付属資料 e の規定が適用される。				

付表 a-20 発ユーザ種別

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	発ユーザ種別 (cpc パラメータ)	利用する	付属資料 f.2 節	【規定されている "operator" "ordinary" "priority" "test" "payphone" 以外の発ユーザ種別を利用する場合は名称を決定する】 規定されている発ユーザ種別以外は利用しない。	当社の網は cpc パラメータへ "ordinary" "priority" "test" のいずれかを設定し送信する。それ以外の発ユーザ種別を利用する場合は当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する。
		利用しない			

付表 a-21 最大同時接続数

	項目	直接協定事業者との網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	セッションの最大同時接続数制御	発信数制御を実施する	付属資料 g.2 節	【発信数の制御に加えて両方向セッション留保制御を実施する場合は、留保セッション数を決定する】 セッションの最大同時接続呼数、両方向セッション留保数を直接協定事業者と当社間の協議により決定する。	
		実施しない			

































































































































